

公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

令和3年7月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

公園緑地工事共通仕様書 令和2年4月版	令和3年7月改定	改定理由等
<p>(注1) 「国土交通省 土木工事共通仕様書 令和2年度版」を本文中で引用する場合は、当該仕様書の名称を省略し、項目番号と項目名のみを記載している。</p> <p>(当該仕様書の第1編共通編 第2章土工 第3節河川土工・海岸土工・砂防土工 2. 掘削工を引用する場合は、「第1編2-3-2 掘削工」と記載。)</p> <p>(注2) 本文中で太字ゴシックとなっているものは、「国土交通省 土木工事共通仕様書 令和2年度版」第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-2用語の定義において、定義された用語であることを示している。</p>	<p>(注1) 「国土交通省 土木工事共通仕様書 令和3年度版」を本文中で引用する場合は、当該仕様書の名称を省略し、項目番号と項目名のみを記載している。</p> <p>(当該仕様書の第1編共通編 第2章土工 第3節河川土工・海岸土工・砂防土工 2. 掘削工を引用する場合は、「第1編2-3-2 掘削工」と記載。)</p> <p>(注2) 本文中で太字ゴシックとなっているものは、「国土交通省 土木工事共通仕様書 令和3年度版」第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-2用語の定義において、定義された用語であることを示している。</p>	<p>土木工事共通仕様書の改定による修正</p>

公園緑地工事共通仕様書 令和2年5月版	令和3年7月改定	改定理由等
<p style="text-align: center;">第5章 自然育成</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第3節 自然育成施設工</p> <p>5-3-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・杵工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>5-3-21 牛・杵工</p> <p>1. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑制する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 牛・杵工の施工については、第6編1-10-7牛・杵工の規定による。</p> <p>5-3-22 杭出し水制工</p> <p>杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8杭出し水制工の規定による。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">第5章 自然育成</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第3節 自然育成施設工</p> <p>5-3-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">改定理由等</p> <p>土木工事共通仕様書の改定による修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定による修正</p>

※この他、各図書間の記載の整合や表記の適正化等を図るため所要の改正を実施。